

(別紙)

京都府中小企業応援条例の一部改正案の骨子に係るパブリックコメントの要旨及びこれに対する府の考え方

項目	意見の要旨	府の考え方
小規模事業者・中小企業への支援について	<p>○ 製造業への支援が中心となっているようだが、小規模企業をはじめ、それぞれの中小企業を育成し、成長発展を応援していくべきである。</p> <p>○ 条例によって経営の安定、再生及び発展が見込まれるのは、新しい知恵や工夫をもって事業を行い、府(知事)に認定された企業に限られるのか。事業が停滞等している企業に対する規定が乏しい。</p> <p>○ 企業の発展段階においては、資金面をバックアップする補助金制度は、非常に有意義だと思うが、経営の基盤をしっかりと固めるための支援策を充実すべきである。</p>	<p>□ 京都の発展のためには、京都産業の基盤を支える中小企業の振興が不可欠であることから、中小企業応援隊が企業を一軒一軒訪問し、その状況に応じた支援を行っているところです。</p> <p>今後とも業種に関わらず中小企業が、京都に根ざして経営を継続し、京都が持つ特性や資源を生かしながら、地域と一体となり成長発展できるよう、セーフティネット対策をはじめ、経営の改善・安定・承継、研究開発、設備投資、販路拡大など、それぞれの中小企業の状況に合わせ、より一層幅広い支援を切れ目なく実施することとし、その内容を盛り込んだ条例改正案を府議会に御提案させていただいたところです。</p> <p>□ 中小企業の経営の安定、再生等を図るため、これまでから「あんしん借換融資」など融資制度の充実、後継人材の育成、地元商工会・商工会議所等と連携した経営相談の実施などを行ってまいりました。</p> <p>今後とも日常の身近な経営活動に対する助成など中小企業のニーズに応じたきめ細かな効果的な支援を実施することとし、その内容を盛り込んだ条例改正案を府議会に御提案させていただいたところです。</p>
円滑な資金供給の円滑化について	<p>○ 中小企業等に対する事業資金等の金融の円滑化を図るため、中小企業金融円滑化法と同様の措置を規定することを検討すべきである。</p>	<p>□ 中小企業の経営の安定のためには、円滑な資金供給の確保が重要であることから、これまでから「小規模企業おうえん融資」「あんしん借換融資」「創業・経営承継支援融資」など、金融支援に努めてきたところです。</p> <p>今後とも地元金融機関と連携等を図り、「円滑な資金供給の確保」を条例に基づく施策に掲げ、引き続き資金繰り改善に向けた取組を進めていきたいと考えています。</p>

項 目	意見の要旨	府の考え方
<p>条例の規定内容について</p>	<p>○ 特定政策実施型条例としての「京都府中小企業応援条例」のみでは府内企業の真の発展は見込めない。理念型条例として「京都府中小企業・地域振興条例」を制定し、中小企業の本来的な役割を明確化した上で、現行の条例と並行して施行する必要があるのではないか。理念条例の制定をしないということであれば、中小企業振興についての理念や基本方針、目的、連携等を規定し、現行の特定政策実施型条例としての強みを生かした、全国で最も先進的な中小企業振興のための条例を目指すべき。</p> <p>○ 特定の施策を規定しているだけで、京都府が将来的に目指すべき中小企業の姿等が見えない印象を受ける。</p> <p>○ 応援条例と地域振興計画との関係はどうか。</p>	<p>□ 京都において、中小企業は地域経済の担い手としてだけでなく、地域社会の形成等に大きく貢献してきました。今後とも、地域社会と住民生活等に貢献し、技術や技能、文化等を承継し、京都産業の発展に重要な役割を果たしていただきたいと思います。</p> <p>そのような考え方にに基づき、今回の条例改正では、中小企業振興のための基本的な方針を確立し、中小企業が置かれた状況に応じ、産業育成・支援機関との緊密な連携を図りながら、経営の安定・再生・承継から成長発展まで一貫した総合的な支援を実施することとし、その内容を盛り込んだ条例改正案を府議会に御提案させていただいたところです。</p> <p>今後、中小企業応援条例に基づき、中小企業の経営や生産基盤の維持・強化をしっかりと応援していきたいと考えています。</p> <p>□ 京都府では、今後の府政運営や地域づくりの指針となる「明日の京都」を制定し、その中で山城・南丹・中丹・丹後の地域ごとにその資源や特色を活かした地域振興を図るため、地域振興計画を策定しています。</p> <p>中小企業応援条例においても、中小企業がそれぞれの地域において、多様な役割を果たしていることに鑑み、各地域の特色をいかした地域振興を図るため、地域資源などを活用した新たな製品の開発、事業の創出支援など、きめ細かな施策の展開を図っていききたいと考えています。</p>
<p>研究開発等事業計画の認定対象者について</p>	<p>○ 研究開発等事業計画の認定制度に個人事業者もエントリーできるようにしてほしい。</p>	<p>□ 個人事業者の新たな事業展開を応援するため、認定制度の対象を個人事業者にも拡大することとし、その内容を盛り込んだ条例改正案を府議会に御提案させていただいたところです。</p>

項 目	意見の要旨	府の考え方
知恵の経営について	<p>○ 「知恵の経営」の取組をさらに普及させ、中小企業自らが自社を見直す具体的機会をより多く設けるなど、中小企業全体の経営基盤の底上げを図るべきである。</p>	<p>□ 「知恵の経営」は、自ら保有する知恵（取引先からの信用、ブランド、ノウハウ等の無形の経営資源）を見つめ直し、それを今後の経営戦略の策定や強化等、自社の成長に生かそうとするものです。</p> <p>「知恵の経営」に取り組むことは、自社を見つめ直すよい機会となり、また更なる成長発展のために重要と考えますので、「知恵の経営の支援」を盛り込んだ条例改正案を府議会に御提案させていただきますところ です。</p>
人材育成について	<p>○ 従業員の能力アップ等のためには、職業訓練や研修の実施が有効である。</p>	<p>□ 中小企業を支える礎として、人材の育成は重要であることから、従業員のスキルアップ、経営を支える後継人材の育成などの施策を関係機関と連携して、オール京都体制で推進していきたいと考えています。</p>
環境への取組姿勢について	<p>○ 京都府が取り組む地球温暖化対策を総合的に実現させるためには、中小企業応援条例も総合的・横断的な内容になるべきであり、中小企業が取り組むべき環境への姿勢・努力義務等を規定すべきである。</p>	<p>□ 京都議定書誕生の地として、事業者・府民の皆様とともに、地球温暖化対策に取り組んでいるところです。御指摘いただきました環境への姿勢等につきましては、京都府地球温暖化対策条例第4条において、事業者の責務を規定しているところです。</p> <p>環境に対する取組は、重要であると考えており、中小企業応援条例においては、環境関連技術の開発や普及、中小企業における新技術・新製品開発の総合的な支援を通じて、環境関連企業を育成し、環境産業の振興を図っていきたくて考えています。</p>